

2025 年 1 月

電気・ガス料金負担軽減支援事業に係る 電気料金の特別措置について

当社は、政府の「電気・ガス料金負担軽減支援事業」の実施を受け、2025 年 1 月から 3 月の 3 か月にご利用の電気料金について、値引きをする特別措置を実施します。

1. 特別措置の適用範囲

当社と電気需給契約を締結しているすべてのお客さま

※ 本措置の適用にあたり、お客さまから当社にお申し込みいただく必要はございません。

2. 特別措置の適用期間

2025 年 2 月検針分から 4 月検針分まで

※ 2 月検針分から 4 月検針分までの電気料金が特別措置の対象となります。

3. 特別措置の内容

特別措置の適用期間における電気料金を算定する中で、以下の金額を差し引くことにより電気料金を値引きします。

	2025 年 2 月検針分から 2025 年 3 月検針分まで	2025 年 4 月検針分
差し引き額	1.3 円/kWh	0.7 円/kWh

4. お客さまへのお知らせ

この特別措置を適用している期間中、毎月のご請求書内の「電気料金計算内訳書」に、「緩和対策補助割引」として割引額を掲載いたします。

なお本事業の詳細は、経済産業省資源エネルギー庁の特設サイトに掲載されておりますのでご確認ください。

<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp>

資源エネルギー庁 電気・ガス価格激変緩和対策 事務局 0120-013-305

お問い合わせは、山口グリーンエネルギー株式会社ホームページのお問い合わせサイトをご利用ください。